

令和6年度雫石町人事行政の運営等の状況

1. 職員の任免及び人数の状況

(1) 職員の任免

(単位：人)

区分	令和5年度 末職員数	令和6年度中			令和6年度 末職員数	<参考> 令和7年4月1日現在		
		採用者数		退職 者数		採用者数		職員数
		競争 試験	選考			競争 試験	選考	
行政職	172	6		18	167	12		168
医療職	28				28	1	1	30
技労職	22			1	21		1	21
合 計	222	6		19	216	13	2	219

(2) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

(単位：人)

区 分		職員数		対前年 増減数
		令和7年	令和6年	
一般行政部門	議 会	2	2	0
	総 務	41	41	0
	税 務	11	11	0
	民 生	27	31	△4
	衛 生	46	44	2
	農林水産	18	18	0
	商 工	11	11	0
	土 木	10	10	0
	小 計	166	168	△2
特別行政部門	教 育	37	38	△1
	小 計	37	38	△1
公営企業等会計	水 道	6	6	0
	下 水 道	5	5	0
	そ の 他	5	5	0
	小 計	16	16	0
合 計		219	222	△3

(3) 定員適正化計画の数値目標および進捗状況

計画期間		数値目標	R 2. 4. 1 職員数	R 7. 4. 1 目標数	R 7. 4. 1 職員数
始期	終期				
R 2. 4. 1	R 7. 4. 1	4%の削減	232人	223人	219人

2. 人事評価の実施状況

地方公務員法の改正に伴い、平成 28 年度から人事評価制度を本格実施しています。

	業績評価		能力評価
	中間評価	期末評価	
実施期間	令和 6 年 4 月～ 令和 6 年 9 月	令和 6 年 10 月～ 令和 7 年 3 月	令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月
評価方法	職員それぞれが設定した業務目標ごとに難易度・達成度などにに基づき評価します。		評価期間内において、発揮された能力や職務への取り組み姿勢などにに基づき評価します。
対象者	全職員		
評価結果の活用	より高い能力を持った職員の人材育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理として被評価者の昇給や勤勉手当の成績率に反映させています。		

3. 職員の給与の状況

(1) 1人当たりの支給額（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
行政職	324,600円	42.2歳
医療職（一）	567,200円	63.4歳
医療職（二）	340,900円	46.7歳
医療職（三）	334,600円	45.7歳
技能労務職	287,700円	52.0歳

(2) 初任給基準（令和 7 年 4 月 1 日現在）

（単位：円）

区分	大卒	短大3卒	短大卒	高卒	その他	備考（職種等）
行政職	213,600		201,000	188,000		
医療職（一）					291,400	医師 新大 6 卒基準
医療職（二）	227,400	220,500	208,300			医療技術職員、 栄養士
医療職（三）	255,400	249,400	240,600			保健師、看護師
技能労務職				185,700	185,700～ 205,000	

(3) ラスパイレス指数の状況（4 月 1 日現在）

区分	令和 6 年
雫石町	96.8
県内町村平均	95.5
全国町村平均	96.4
県内市町村平均	97.0

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の、地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 手当制度の状況 (令和7年4月1日現在)

手当名	支給額等												
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給 ・配偶者 月3,000円 ・扶養親族の子 月11,500円 (満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合上記にかかわらず月5,000円を加算) ・父母等 月6,500円												
地域手当	雫石診療所に勤務する医師に支給 ・給料、扶養手当及び管理職手当の月額×16%												
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 ・借家居住 家賃月額の約2分の1 (月28,000円上限)												
通勤手当	通勤距離が片道2キロメートルを超える職員に対して支給 ・自動車等で通勤する場合 通勤距離に応じて、月2,600円～月29,700円												
寒冷地手当	基準日(11月～3月の月の初日)に在職する職員に、その世帯の状況に応じて支給(11月～3月毎月支給) ・世帯主で扶養親族のある職員 月額 19,800円 ・世帯主で扶養親族のない職員 月額 11,400円 ・その他の職員 月額 8,200円												
期末手当	基準日(6/1、12/1)に在職する職員に支給 ・6月期 期末手当基礎額×1.25月分 ・12月期 期末手当基礎額×1.25月分												
勤勉手当	基準日(6/1、12/1)に在職する職員に支給 ・6月期 勤勉手当基礎額×1.05月分の総額以内 (勤務良好:1.01月分) ・12月期 勤勉手当基礎額×1.05月分の総額以内 (勤務良好:1.01月分)												
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給 ・勤務日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×1.25倍 (22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.5倍) ・週休日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×1.35倍 (22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.6倍)												
災害派遣手当	災害復旧等のため派遣された職員で住所又は居所を離れて町の区域に滞在することを要するものに対して支給 <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;"></td> <td style="text-align:center;">公用の施設</td> <td style="text-align:center;">その他の施設(1日につき)</td> </tr> <tr> <td>30日以内の期間</td> <td style="text-align:center;">3,970円</td> <td style="text-align:center;">6,620円</td> </tr> <tr> <td>30日を超え60日以内の期間</td> <td style="text-align:center;">3,970円</td> <td style="text-align:center;">5,870円</td> </tr> <tr> <td>60日を超える期間</td> <td style="text-align:center;">3,970円</td> <td style="text-align:center;">5,140円</td> </tr> </table>		公用の施設	その他の施設(1日につき)	30日以内の期間	3,970円	6,620円	30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円	60日を超える期間	3,970円	5,140円
	公用の施設	その他の施設(1日につき)											
30日以内の期間	3,970円	6,620円											
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円											
60日を超える期間	3,970円	5,140円											

手当名	支給額等																		
特殊勤務手当	<p>税務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町税徴収に係る差押等 1日300円加算 <p>防疫作業手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症等の防疫作業等に従事した職員 1件500円 <p>火葬場業務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬場に勤務する職員 1体1,000円 <p>特殊自動車運転作業手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊自動車の運転作業に従事 1日300円 <p>用地等交渉手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地において土地、家屋その他物件の買収（移転若しくは補償含む）の交渉に従事した職員 1日300円 <p>死体処置手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死体の処置作業に従事 1体2,420円（感染症等・変死3,630円） ※使用料の範囲内で定める額 <p>放射線取扱手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雫石診療所放射線技師 月5,000円 <p>夜間看護等手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師（准看護師）が深夜（22時から5時）の業務に従事したとき <table border="0" data-bbox="558 958 1225 1182"> <tr> <td>深夜の全部に勤務</td> <td>1回7,300円</td> </tr> <tr> <td>深夜の4時間以上勤務</td> <td>1回3,550円</td> </tr> <tr> <td>深夜の2時間以上4時間未満</td> <td>1回3,100円</td> </tr> <tr> <td>深夜に2時間未満</td> <td>1回2,150円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（特殊事情により1,140円以内の加算有り）</td> </tr> <tr> <td>正規の勤務時間以外の救急医療等従事</td> <td>1回1,240円</td> </tr> </table> <p>行旅死病人措置手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行旅病人の救護、旅行死病人の措置作業従事職員 1件2,000円 <p>災害応急作業等手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の応急作業や状況調査等に従事 1日710円～1,080円 <p>医師手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雫石診療所に勤務する医師 <table border="0" data-bbox="558 1406 1225 1518"> <tr> <td>所長</td> <td>270,000円</td> </tr> <tr> <td>副所長</td> <td>250,000円</td> </tr> <tr> <td>3級又は4級の者</td> <td>150,000円</td> </tr> </table> <p>医学研究手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雫石診療所に勤務する医師で、診療行為を行う者 月340,000円 	深夜の全部に勤務	1回7,300円	深夜の4時間以上勤務	1回3,550円	深夜の2時間以上4時間未満	1回3,100円	深夜に2時間未満	1回2,150円	（特殊事情により1,140円以内の加算有り）		正規の勤務時間以外の救急医療等従事	1回1,240円	所長	270,000円	副所長	250,000円	3級又は4級の者	150,000円
深夜の全部に勤務	1回7,300円																		
深夜の4時間以上勤務	1回3,550円																		
深夜の2時間以上4時間未満	1回3,100円																		
深夜に2時間未満	1回2,150円																		
（特殊事情により1,140円以内の加算有り）																			
正規の勤務時間以外の救急医療等従事	1回1,240円																		
所長	270,000円																		
副所長	250,000円																		
3級又は4級の者	150,000円																		
宿日直手当	<p>宿日直勤務を命ぜられた職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雫石診療所に勤務する医師 1回21,000円 （自宅待機勤務の場合 1回5,000円の範囲内） ・雫石診療所に勤務する職員 1回 6,100円 ・上記以外の職員 1回 4,400円 																		
休日勤務手当	<p>祝日法による休日及び年末年始の休日において勤務を命ぜられた職員に支給</p> <p>当該職員の時間単価×1.35倍 （22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.6倍）</p>																		

手当名	支給額等
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・会計管理者、課長、教育次長、室長、事務長、 事務局長、書記長 45,000円 ・雫石診療所の所長及び副所長 82,500円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が週休日あるいは祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間で正規の勤務時間以外に勤務した職員に支給 1回につき6,000円（週休日等以外は3,000円） ただし、雫石診療所に勤務する医師にあっては20,000円

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務を要する曜日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間（祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日を除く）
1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分までの休憩時間を除いた実働7時間45分勤務
1週間当たりの勤務時間	38時間45分（7時間45分×5日間）
年間総勤務時間	2,015時間勤務（38時間45分×52週間）

(2) 年次休暇

R6. 1. 1～R6. 12. 31

総付与日数 (A)	7,595 日
総取得日数 (B)	2,682 日
全対象職員数 (C)	194 人
平均取得日数 (B) / (C)	13.8 日
取得率 (B) / (A)	35.3 %

※期間途中の採用、退職、休業、派遣を除く

(3) 特別休暇の導入状況

R6. 1. 1～R6. 12. 31

種類	日数等
職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要な期間
職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要な期間
職員が骨髄移植のための骨髄等の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のための骨髄等を提供する場合	必要と認められる期間

職員がボランティア活動（親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合	1年につき5日の範囲内の期間
職員が結婚する場合	1年につき7日の範囲内の期間
不妊治療に係る通院等の場合	年5日（対外受精及び顕微授精の場合は10日）の範囲内
妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障がいのため勤務することが著しく困難であると認められる場合	1年につき10日の範囲内の期間
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、母子保健法第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	妊娠中又は産後1年以内の健診時
妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	必要な時間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日で1時間を超えない範囲
6週間以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	出産予定日前6週間（母性保護が必要と認められる場合は8週間）
女性職員が出産した場合	出産の翌日から8週間
生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための時間を請求した場合	1日2回各1時間
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年につき5日の範囲内の期間
職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のための勤務しないことが相当であると認められるとき	妻の出産予定日の6週間前から出産日以後1年を経過するまでの5日の範囲内
職員の妻が出産する場合	2日の範囲内の期間
女性職員が生理日の就業が著しく困難であるとして請求した場合	2日以内の期間
職員が予防接種又は健康診断等を受ける場合（法令等の定めがある場合に限る。）	必要と認められる期間
要介護者の介護その他の町長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日）
職員が配偶者、父母又は子の追悼のための特別な行事（配偶者、父母又はこの死亡後町長の定める年数以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
職員の親族が死亡した場合	親族により1日から10日の期間

職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月（業務繁忙等の事情がある場合は6月から10月）までの期間内における原則として連続する4日の範囲内の期間
災害により職員の現住居が滅失し又は損壊した場合	7日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況

ア 育児休業及び部分休業の取得者数

(単位：人)

区 分	男性職員	女性職員	計
令和6年度新たに育児休業が取得可能となった職員	7	6	13
そのうち、育児休業を取得した職員	3	6	9
令和6年度新たに部分休業を取得した職員			

イ 育児休業の承認期間（令和6年度中に新たに取得した職員に限る。）

(単位：人)

期 間	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え 3年以下	計
取得職員数	2	5	1	1			9

ウ 部分休業の承認期間（令和6年度中に新たに取得した職員に限る。）

(単位：人)

期 間	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え 3年以下	計
取得職員数							

(5) 介護休暇の取得状況

令和6年度において、介護休暇を取得した職員はいませんでした。

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子などで負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6月の範囲内で休暇を取得できる制度で、この休暇した期間については、給与が支給されません。

5. 職員の退職管理の状況

(単位：人)

退職者数	再就職者数
2	0

※ 退職者のうち課長級以上の職員対象

6. 職員の分限及び懲戒処分の状況

処分内容		処分者数	処分手由
分限 処分	免 職	人	
	降 任	人	
	休 職	2人	地方公務員法第28条第2項第1号（心身の故障のため、長期の休養を要する場合）
	降 給	人	
	失 職	人	
懲戒 処分	免 職	1人	地方公務員法第29条第1項第1号及び同項第3号（法令違反、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）
	停 職	人	
	減 給	人	
	戒 告	人	

7. 職員のサービスの状況

区 分	内 容	違反者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は法令等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。	1人
信用失墜行為の禁止	職員は、信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	1人
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。	人
職務に専念する義務	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、職務に専念しなければならない。	1人
政治的行為の制限	職員は、政治活動をしてはならない。	人
争議行為等の禁止	職員は、ストライキをしてはならない。	人
営利企業等の従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	人

※ サービス規律遵守のための取組み状況

- ・ 綱紀の粛正にかかる依命通知
- ・ 接遇の手引き等の配付又は指導
- ・ 職員研修への参加
- ・ 各職場での職場改善運動の実施

8. 職員研修の状況

研修区分	受講者数	研修内容等
職場内研修	190人	新採用職員研修、個人情報保護・安全管理措置研修、ヒューマンエラー対策研修
職場外研修 (階層・分野別研修)	59人	市町村職員研修協議会研修
職場外研修 (専門・特別研修)	2人	東北自治研修所、市町村振興協会研修
合 計	251人	

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況

区 分	対象者数	受診者数	受診率
生活習慣病検診	216人	215人	99.5%
大腸がん検診	176人	158人	89.8%
胸部検診	216人	216人	100.0%
胃がん検診	178人	113人	63.5%
超音波検診	178人	124人	69.7%
乳がん検診	82人	71人	86.6%
子宮頸がん検診	99人	77人	77.8%

(2) 福利厚生事業実施状況

団体名	事業内容
雫石町職員互助会 ※ 職員の掛金のみで運営され、公費の支出はありません。	各種給付、各種資格取得等助成、健康づくり事業 等
一般財団法人 岩手県市町村職員健康福利機構 ※ 職員の掛金と公費で運営され、その負担率は法定化されています。	ライフプラン支援事業、厚生事業、元気回復事業、給付事業、検診・健康支援事業、保健保養施設事業 等

(3) 公務災害補償制度

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金	1件	蜂刺症

10. 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和6年度要求件数	0件
措置要求の概要	

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和6年度申立件数	0件
不服申立て要求の概要	

(3) その他

令和6年度処理件数	0件
処理の概要	